

● 宿泊税とは

ホテルや旅館、民泊などでの、宿泊者の「宿泊行為」に対して課税する法定外目的税。観光振興等に充てる財源として、東京都、大阪府、京都市、福岡市など、複数の自治体で導入されている。

<法定外目的税>

地方税法に定める「法定税」以外に、自治体の条例により課する税。（地方税法第731条）

● 札幌市宿泊税の主な制度内容

1 目的・使途（第1条）

国内外の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展することを目的として、都市の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する。

2 納税義務者（第3条）

札幌市内のホテル・旅館、簡易宿所、民泊に宿泊する宿泊者

3 課税免除（第4条）

教育課程の一環として行われる修学旅行その他学校行事等での宿泊は公益性を認め宿泊税を免除する。

4 税率（第5条）

宿泊者一人1泊につき、宿泊料金の区分に応じ次の額とする。

宿泊料金	税率	参考：札幌市内の宿泊料金分布
5万円未満	200円	宿泊者数の99.8%
5万円以上	500円	宿泊者数の0.2%

<宿泊料金>

宿泊の対価として支払うべき金額。食事代などを除きたいわゆる素泊まり料金。

5 徴収の方法（第7条）

宿泊施設の事業者が宿泊者から宿泊税を徴収し札幌市へ納入する特別徴収の方法

6 特別徴収義務者（第8条）

- (1) 旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル、簡易宿所の経営者
- (2) 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）の経営者

【宿泊税特別徴収のイメージ】



7 特別徴収義務者の申告等（第9条）

宿泊施設を経営する場合は宿泊施設ごとに市長に必要な事項を申告しなければならない。また、申告内容に変更があった場合は市長に届け出なければならない。

8 申告納入（第12条）

毎月月末までに前月分の宿泊税について申告し納入しなければならない。ただし、宿泊税額が少なく、かつ、宿泊税の徴収確保に支障がないと認められる場合は3か月に1回の申告納入とすることができる。

9 特別徴収義務者の帳簿の記載義務等（第15条）

- (1) 宿泊施設ごとに帳簿を備え付け、必要な事項を記載し、納入申告書の提出期限の翌日から5年を経過する日まで保存しなければならない。
- (2) 必要な事項が記載された書類を作成し、かつ、当該書類を納入申告書の提出期限の翌日から2年を経過する日まで保存しなければならない。

10 賦課徴収の方法の特例（第20条）

北海道が課税する宿泊税がある場合には、札幌市にて併せて賦課徴収する。

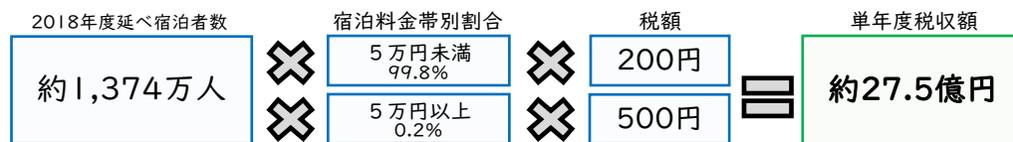
11 検討（第22条）

条例施行後5年ごとに見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。

12 帳簿の記載義務違反等に関する罪（第24条）

- (1) 次のいずれかに該当する者は1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
  - ・帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を隠匿した者
  - ・規定に違反して帳簿を5年間保存しなかった者
  - ・作成すべき書類を作成せず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は書類を隠匿した者
  - ・規定に違反して書類を2年間保存しなかった者
- (2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して(1)の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑を科する。

● 札幌市宿泊税の想定税収額



● 札幌市宿泊税の使途の考え方

次の分野を中心に事業を構築し、来訪者の満足度向上と観光業の持続的な発展を目指す。

- 来訪者がより快適に過ごせるための、受入環境の整備とおもてなしの向上
  - 宿泊施設や公共交通のバリアフリー化、観光バス対策、観光案内機能の充実など
- 来訪者にとってより魅力的な観光都市であるための、観光資源の磨き上げと付加価値の向上
  - 都市型スノーリゾートの推進、定山溪地区の魅力アップ、持続可能な雪まつりの運営など
- 持続可能な観光地経営の推進
  - オーバーツーリズム対策、宿泊業界の人材育成・確保、DMO検討など